

基本目標① 生活の“困りごと”を見つけ、支援につなぎ、解決します

重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

取り組む方向性 1 暮らしをまもる

○各種生活相談支援の状況【取組1)②】（一部新規）

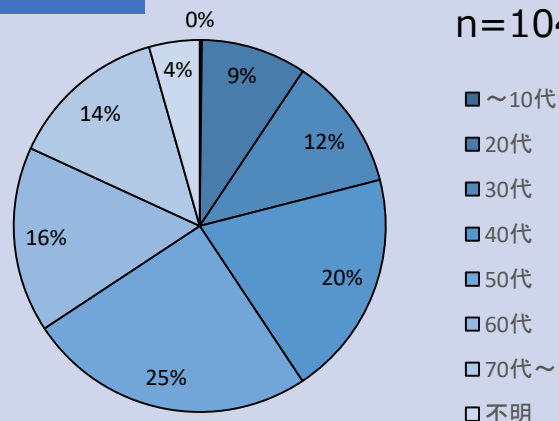
(1) 生活困窮者自立相談支援

生活仕事応援センター「すてっぷ・堺」において、生活困窮者（生活保護受給者以外）に対する総合相談支援や就労支援を実施。

相談支援実績	新規相談件数	新規相談申込件数	支援実施のべ回数
R4年度（R4年4月～11月）	2,497件	211件	11,675件

(参考)

年代別相談割合
(R4年4月～11月)



主な相談主訴
(R4年4月～11月)

相談件数

収入・生活費のこと	150件
仕事探し、就職について	92件
住まいについて	80件

相談者性別
(R4年4月～11月)

相談件数

男性	689件
女性	348件
不明	10件

重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

取り組む方向性 1 暮らしをまもる

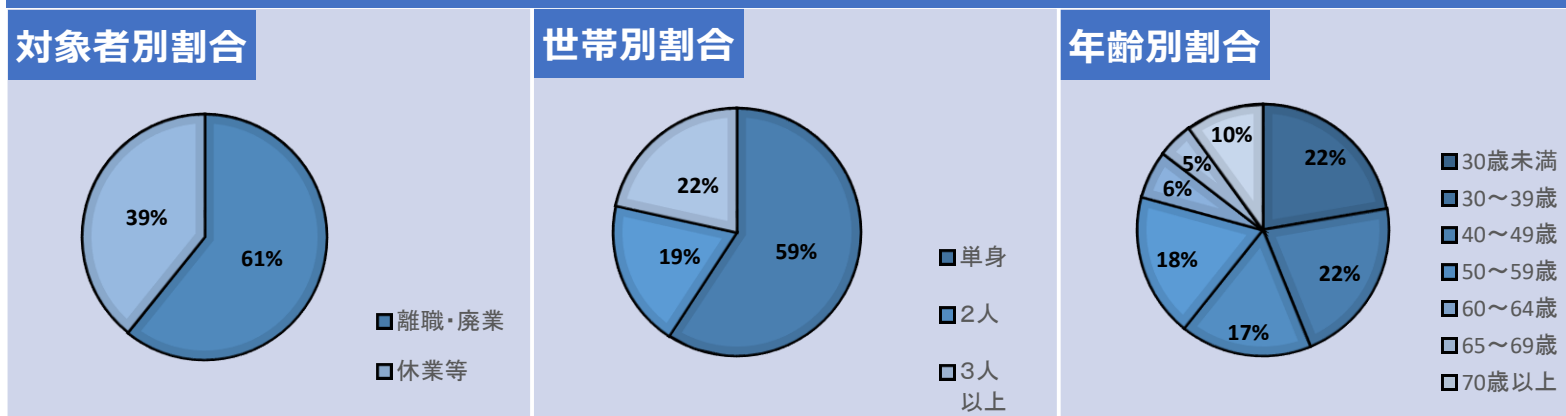
○各種生活相談支援の状況【取組1)②】（一部新規）

(2) 住居確保給付金

離職等により経済的に困窮し、住居を喪失された方または喪失するおそれのある方に対し、原則3か月（最長9か月）の家賃相当額（生活保護基準）の住居確保給付金を支給。
（支給申請は「すてっぷ・堺」にて受付）

住居確保給付金実績	新規相談件数	支給決定件数
R4年度（R4年4月～11月）	314件	130件

(参考) 支給決定件数内訳 (n=130)



重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

取り組む方向性 1 暮らしをまもる

(3) 生活福祉資金（新型コロナウイルス感染症特例貸付）

社会福祉協議会において相談受付を実施。コロナ禍に伴う減収等による当面の生活費の需要に応える為、令和2年3月25日から令和4年9月末にかけて特例貸付の受付窓口として対応。

- ・ 緊急小口資金：200,000円
- ・ 総合支援資金：150,000円（複数世帯200,000円）× 3か月

各制度	令和2年度※1		令和3年度		令和4年度※4	
	相談件数	申請件数	相談件数	申請件数	相談件数	申請件数
緊急小口資金（本則）	321件	33件	405件	32件	661件	27件
総合支援資金（本則）	363件	29件	317件	15件	130件	2件
新型コロナウイルス特例貸付	36,805件	26,062件	24,842件	11,576件	6,459件	1,714件
①緊急小口資金		9,736件		3,572件		858件
②総合支援資金（初回）		7,653件		3,185件		856件
③総合支援（延長貸付）※2		4,702件		1,023件		—
④総合支援（再貸付）※3		3,971件		3,796件		—

(※1) 特例貸付開始R2.3.25～ (※2) 延長貸付R2.7月～R3.6月 (※3) 再貸付R3.2月～12月 (※4) 特例貸付終了～R4.9月末

重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

取り組む方向性 1 暮らしをまもる

●新型コロナウイルス感染症特例貸付／堺市内の申請者の状況

①年齢	割合 (件数)
10・20代	14.9 % (1,590件)
30代	18.7 % (1,989件)
40代	23.0 % (2,448件)
50代	23.3 % (2,479件)
60代	12.5 % (1,332件)
70以上	7.7 % (748件)

②雇用形態	割合 (件数)
自営業	30.9 % (3,268件)
正社員	30.5 % (3,233件)
アルバイト・パート	28.1 % (2,973件)
契約・派遣	5.8 % (617件)
フリーランス	3.5 % (375件)

③世帯状況	割合 (件数)
単身	38.2 % (4,038件)
外国籍 (在留カード有)	6.3 % (663件)
ひとり親 (母子・父子)	8.5 % (900件)
高齢者のみ	9.4 % (998件)

※ 令和2年3月25日から令和4年2月末までに受付をした総合支援資金（初回）の内、重複データ省いた件数（10,573件）を対象に傾向分析したもの。その他・不明は省略あり。

重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

取り組む方向性 1 暮らしをまもる

● 特例貸付借受人等へのフォローアップ支援について

特例貸付を借り入れた世帯で、生活に困窮しており、支援が必要と考えられる世帯に対しフォローアップ支援を行い、適切な支援に繋げる（大阪府社協からの委託事業）。

- ・償還免除・償還猶予等に係る相談・面談・手続き・意見書作成、猶予申請の受付、等
- ・自立相談支援機関（すてっぷ・堺）との相互連携による相談、情報提供、等

対象者	免除要件 償還期間	R4	R5	R6	R7	R8	～	R17
A : 小口・総合初回 (～R4.3月) 約12,700件	R3・4年度非課税 R5.1月～償還	免除・猶予相談	償還期間(小口2年・総合10年)～R14					
B : 小口・総合初回 (R4.4月～9月) 約1,000件	R5年度非課税 R6.1月～償還		免除・猶予相談	償還期間(小口2年・総合10年)～R15				
C : 総合延長貸付 約5,500件	R5年度非課税 R6.1月～償還		免除・猶予相談	償還期間(10年)～R15				
D : 総合再貸付 約7,500件	R6年度非課税 R7.1月～償還			免除・猶予相談	償還期間(10年)～R16			

重点施策【1】 包括的な相談支援体制の構築

（４）新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金

緊急小口資金と総合支援資金の特例貸付を利用した世帯であって、なお生活に困窮している世帯を対象として同支援金を支給。（申請受付期間：令和3年7月～令和4年12月末）

・単身世帯60,000円、2人世帯80,000円、3人以上世帯100,000円

生活困窮者自立支援金 (初回支給と再支給の合計)	令和3年度 (7月～3月)	令和4年度 (4月～11月)	合計
申請件数	3,152件	803件	3,955件
決定件数	2,449件	731件	3,180件

（５）生活保護

憲法第25条の理念に基づき、最低限度の生活を送れるよう生活費や医療費等を給付し、生活困窮世帯が自分たちの力で生活していけるように援助することを目的として実施。

	相談実績	申請実績	開始実績
R4年度 (R4年4月～11月)	4,561件	1,952件	1,812件
R3年度	6,535件	2,664件	2,410件
R2年度	6,320件	2,643件	2,456件

重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

取り組む方向性 1 暮らしをまもる

(6) 日常生活圏域コーディネーターによる個別相談

社会福祉協議会への委託事業として、各区事務所に配置している日常生活圏域コーディネーターによる「アウトリーチによる継続的支援」及び「参加支援」を実施。

(※国庫補助メニューのひとつである「重層的支援体制移行準備事業」を活用)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (4～11月実績)
個別支援実件数	402件	527件	275件
のべ対応回数	3,006回	2,775回	1,778回

(参考)	年齢層(R3)	実件数		相談主訴(R3)	複数回答 (主なもの)	相談経路(R3)	実件数 (主なもの)
	～10代	11件	合計 527件	経済的困窮	239件	本人	250件
20代	29件	病気		117件	地域支援者	84件	
30代	33件	メンタルヘルス		93件	家族・親族等	51件	
40代	71件	障害(手帳)		92件	高齢者関係機関	35件	
50代	94件	家族関係・家族問題		92件	行政	25件	
60代	59件	家計管理の問題		77件	障害者関係機関	18件	
70代	75件	介護		67件	社協関係	17件	
80代～	102件	障害(疑い)		64件	医療機関	12件	
不明	53件				他	他	

重点施策【1】 包括的な相談支援体制の構築

(7) 学習と居場所づくり支援事業

生活保護受給世帯及び生活困窮世帯に属する中学生及び高校在学年齢の子ども等を対象として、無料で学習でき、居場所となる場を提供。

また、支援員による家庭訪問や面談等を通じて、進路選択等に関する相談支援を実施。

事業利用者数 (R4年4月～11月)	106名
利用のべ回数 (R4年4月～11月)	1,027回



(7) ホームレス支援

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、大阪府や府内南部の自治体と協力して、ホームレス支援を実施。

- 都市公園や河川敷などホームレスが起居している場所へ巡回して相談支援を実施。
- 必要に応じてビジネスホテル等の宿泊施設へ一時的に入所の上、住宅の確保や医療機関への受診などを支援。

ホームレス概数調査結果 (R4年1月現在)	8名
一時生活支援事業利用者数 (R4年4月～11月)	50名

重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

(8) 生活相談コンシェルジュ

新型コロナウイルスの影響による経済面など様々なお困りごとを抱え、適切な相談先が分からない方への対応をきめ細やかに行うことを目的として、令和3年12月1日より「新型コロナ・生活相談コンシェルジュ」を開設していました。

令和4年4月27日以降は新型コロナウイルス感染症による困りごと以外にも対応し、より市民に近く利便性が高い各区保健福祉総合センターへ常設相談窓口「生活相談コンシェルジュ」を開設しました。

開設日：令和4年4月27日（水）～（12月29日～1月3日や土日・祝日除く）

生活相談コンシェルジュ
新型コロナ・

生活相談コンシェルジュ

生活相談

仕事相談

子育て相談

就学相談

進学相談

その他各種
相談

生活上のさまざまなお困りごとを抱える方にワンストップで対応
市民の利便性が高い各区保健福祉総合センターへ開設

件数		4月27日～12月実績
相談件数		535件
(内訳)	電話	431件
	来所	104件
相談内容（主訴）		4月27日～12月実績
生活の援助・福祉		239件
新たな給付金制度		88件
コロナ感染・検査		76件
その他		132件

(参考) 社会福祉法 改正関係

○国の動向1 – 社会福祉法の改正（平成30年4月1日施行） –

平成29年の通常国会で成立した改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）により、社会福祉法に地域福祉推進の理念を規定された。また、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制整備に努める旨が規定された。

同改正法の附則において、法律の公布後3年を目途として、市町村による包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

○国の動向2 – 地域共生社会推進検討会 –

厚生労働省が設置する「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生推進検討会）」において、令和元年12月にとりまとめが公表される。

○国の動向3 – 社会福祉法の改正（令和3年4月1日施行） –

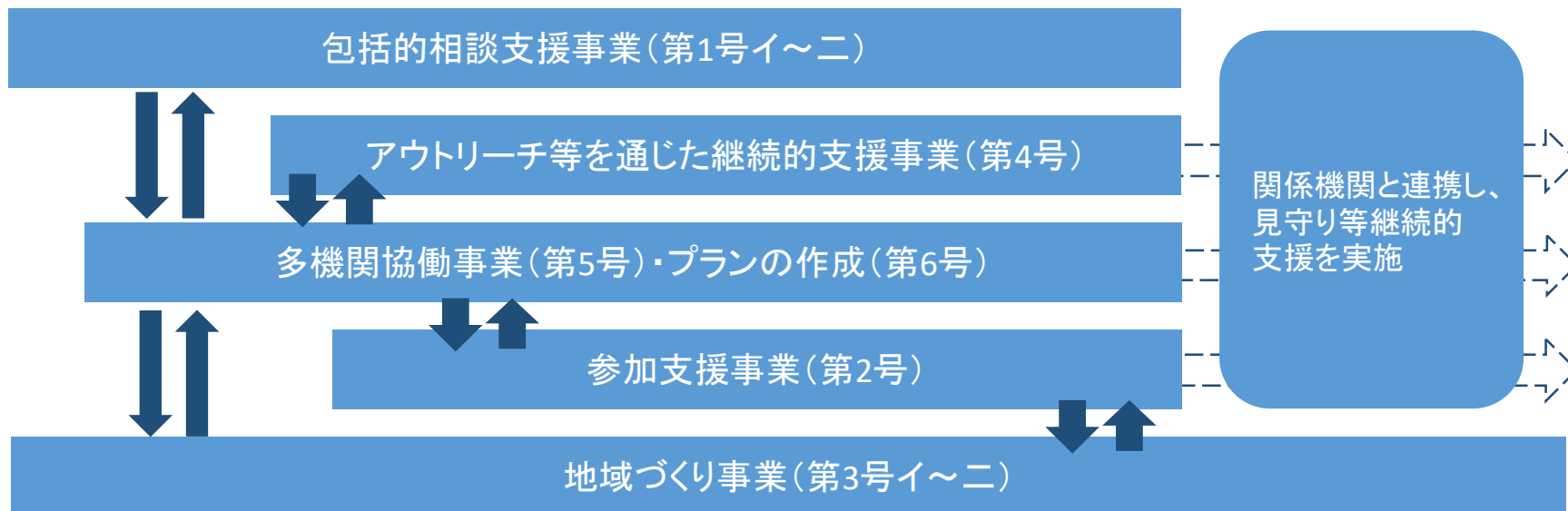
令和2年の通常国会で成立した改正社会福祉法（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律）により、市町村において既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業（重層的支援体制整備事業）及びその財政支援等の規定が創設された。

■ 事業体系（社会福祉法第106条の4第2項関係）

令和3年4月1日に施行された改正社会福祉法に規定された「重層的支援体制整備事業」は、これまでも取り組んできた①**包括的相談支援事業**（相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止める事業）や、②**地域づくり事業**（住民同士のケア・支え合う関係性を育む事業）に加えて、③**多機関協働事業**（相談のうち、複雑化・複合化した事例について、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする事業）、④**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**（本人との関係性の構築に向けて支援する事業）、⑤**参加支援事業**（社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人について、本人のニーズと地域資源との間を調整する事業）をすべて実施するものである。

【令和4年度実施自治体】全国134市町村

（事業イメージ）



■ 本市の方向性

○堺市基本計画2025（令和3年3月策定）－

重点戦略2.人生100年時代の健康・福祉～Well-being～

施策(3)市民の参加と協働による地域福祉の充実

■ 取組の方向性

【包括的な相談支援体制の構築】

【権利擁護支援体制の強化】

【多様な居場所や地域福祉活動への支援】 等

施策(6)暮らしを支えるセーフティネットの構築

■ 取組の方向性

【生活困窮者への重層的な支援】

【ひきこもりへの取組】

【依存症対策の強化】 等

○第4次堺市地域福祉計画（令和2年3月策定）－

基本目標1.生活の“困りごと”を見つけ、支援につなぎ、解決します

重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

1) 包括的な相談支援の充実と人材育成

2) 複雑、多様な課題に対応する相談支援の充実

基本目標2.“ともに暮らすまち”づくりを、多様な人や組織の参加と協働ですすめます

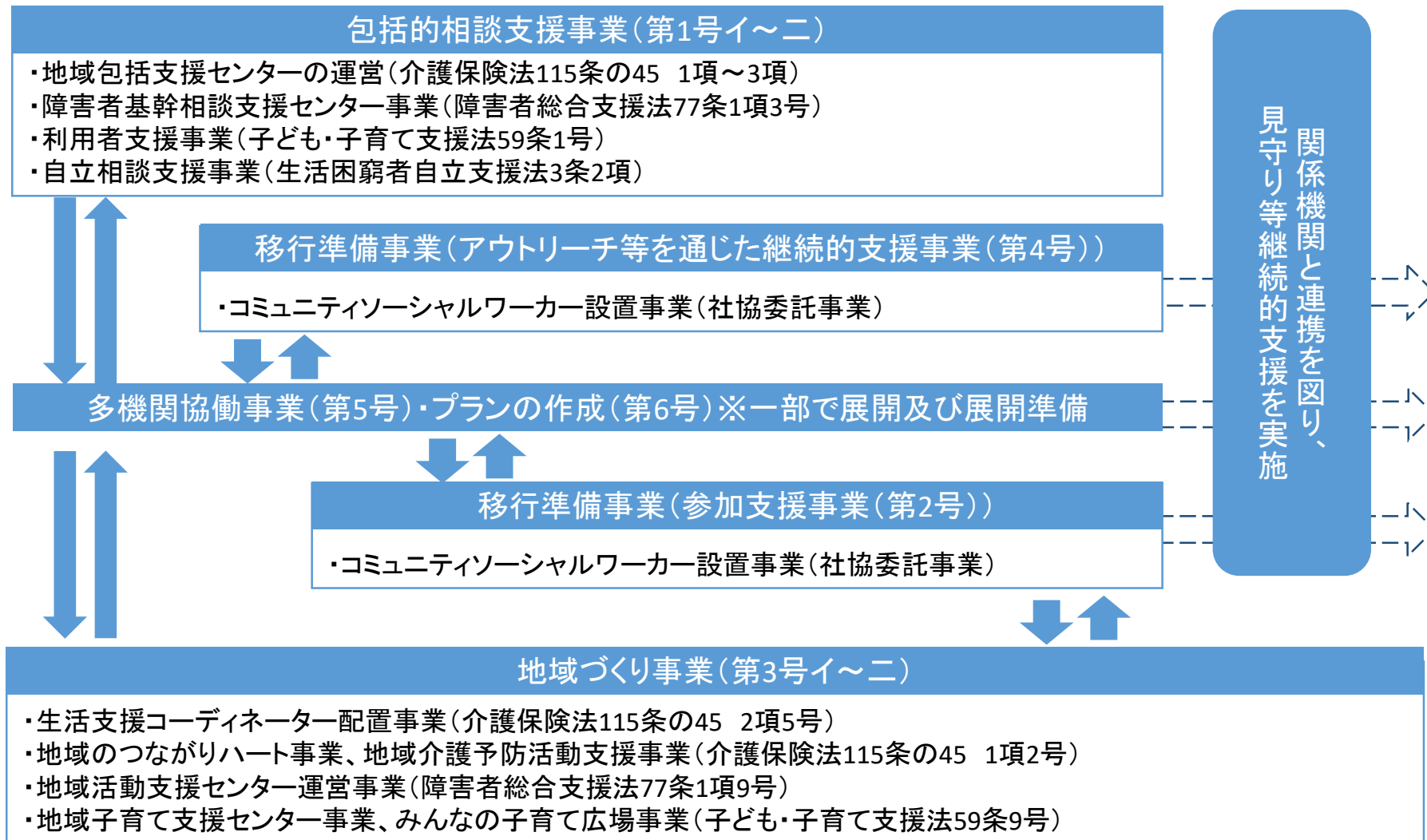
重点施策 [3] 多様な居場所づくりや地域福祉活動への支援

1) つながりづくり・居場所づくりと地域福祉活動への参加の促進

2) つながりや支えあいを支援する体制の充実

3) 多様な主体の参加と連携による地域福祉活動の推進

■ 本市の現状 (R4)



重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

○多機関協働事業の実施【取組1)①】(継続)

【南区】

- ・「南区保健福祉連携会議設置要綱(R3年10月)」を制定し、R4年度より複雑化、複合化した課題を抱える世帯の支援体制の構築を目的に南区保健福祉連携会議を開催。
- ・複数の支援関係機関が課題などを共有し、役割分担して支援を実施。

R4年度開催実績 (4~11月)	南区保健福祉連携会議参加機関
9回	生活援護課、地域福祉課、子育て支援課、南保健センター、社協南区事務所、南基幹型包括支援センター、南区障害者基幹相談支援センター、エマリス南、地域共生推進課 など

【堺区】

- ・堺区保健福祉連絡会にて、多機関協働事業の実施体制について協議。
- ・R4年7月から南区と同様に「支援会議」をモデル実施。
- ・R5年度から、多機関協働事業の実施及び支援会議を設置を予定。

堺区保健福祉連絡会参加機関
生活援護第一課、生活援護第二課、地域福祉課、子育て支援課、堺保健センター、社協堺区事務所、堺基幹型包括支援センター、堺区障害者基幹相談支援センター、すてっぷ堺、地域共生推進課

重点施策【1】 包括的な相談支援体制の構築

○多機関協働事業の実施【取組1)①】（継続）

【北区】

- ・北区保健福祉連絡会にて、多機関協働事業の実施体制について協議。
- ・R5年1月に支援会議の実践に向けて、事例検討を実施。

北区保健福祉連絡会参加機関

生活援護課、地域福祉課、子育て支援課、北保健センター、社協北区事務所、
北基幹型包括支援センター、北区障害者基幹相談支援センター、地域共生推進課

【中区・東区・西区・東区・美原区】

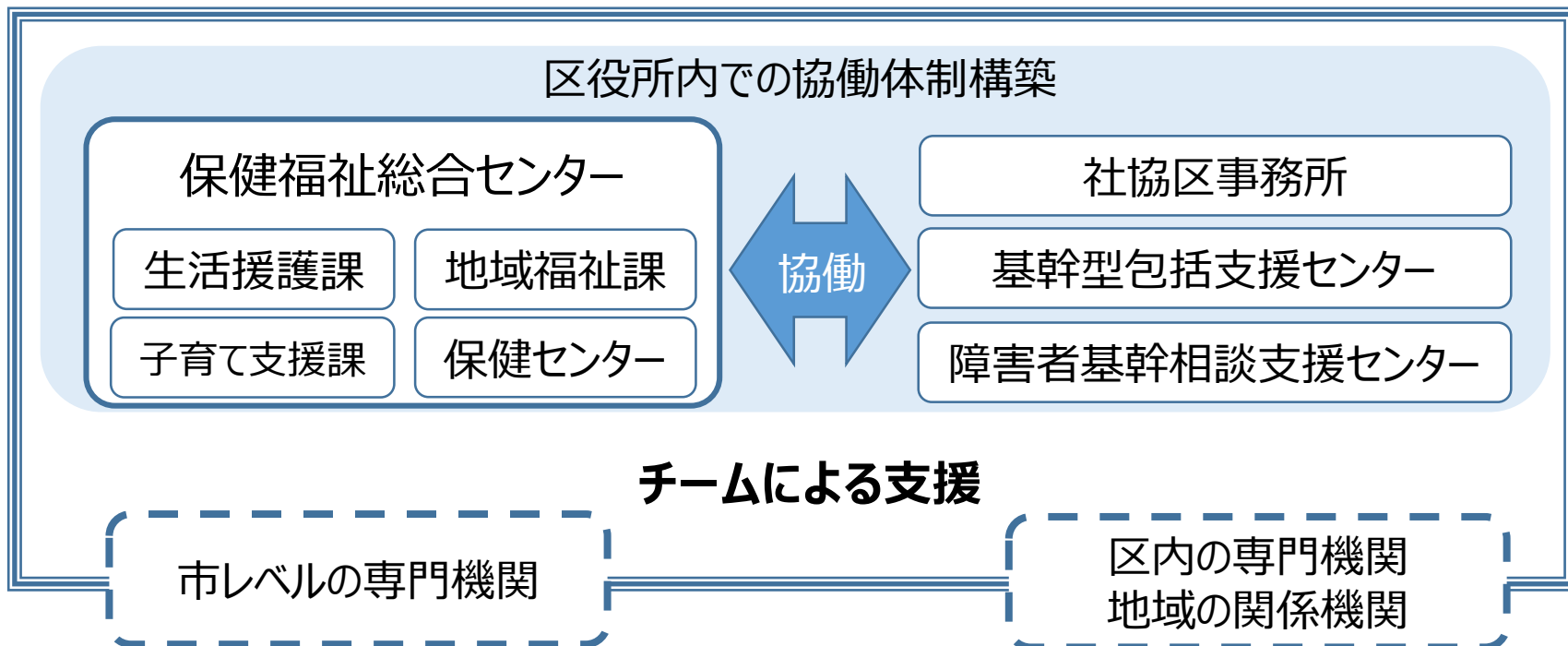
- ・（中区）R4年7月に中区保健福祉総合センター各課管理職を対象に多機関協働事業の実施に向けて事業説明。
- ・（東区）R5年2月に東保健福祉総合センター各課管理職を対象に多機関協働事業の実施に向けて事業説明。
- ・（西区）R4年5月に西区保健福祉総合センター各課担当予定者を対象に、多機関協働事業の実施に向けて事業説明。
- ・（美原区）R4年11月に美原区保健福祉総合センター各課職員を対象に、多機関協働事業の実施に向けて事業説明。

重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

取り組む方向性 1 暮らしをまもる

【全市】

- ・多機関協働事業及び支援会議の要綱を制定予定。
- ・保健福祉総合センター所長会議にて事業実施について説明及び協議。
- ・R6年4月からの重層的支援体制整備事業の本格実施に向けて、関係課へ説明。



重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

取り組む方向性 3 地域福祉を創る

○地域福祉型研修センター事業【取組2)①】(拡充)

専門職向け研修「堺で協働をすすめるためのソーシャルワーク研修」の実施

社会福祉協議会と「地域福祉志向の人材づくり」に向け、「堺で協働をすすめるためのソーシャルワーク研修」を推進。

社会福祉協議会が研修企画者を堺市内の専門職から募り、社会福祉協議会、行政、専門職が協働で企画から当日の運営までを実施。

第1回 (H30年度)

受講生 38人 企画者17人

第2回 (平成31・令和元年度)

受講生 41人 企画者のべ31人

第3回 (令和2年度)

延期 企画者のべ41人

第3回 (令和3年度)

受講生 23人 企画者 (令和2年度と同じ)

第4回 (令和4年度)

受講生 42人 企画者のべ82人

・研修企画者の拡充

次年度の区域展開を予定している堺区と北区の専門職も研修企画者を経験。

・参加者の拡充

福祉領域を超えた医療・教育分野など参加者の専門分野が広がっている。

・研修内容の拡充

企画者や参加者の声を反映し、研修内容や教材を更新。

・区域展開

専門職のより身近な地域での協働を推進するため、本研修の知見をいかして区域へ展開。令和4年度は、南区および西区で実施。令和5年度は堺区と北区を予定。

重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

取り組む方向性 3 地域福祉を創る

○地域福祉型研修センター事業【取組2)①】(拡充)

「堺で協働をすすめるためのソーシャルワーク研修」(全市向け)

研修企画者 15名

参加者 1日目：42名 2日目：37名



企画者

わんぱく保育園、小規模多機能ホームリーどけあ、関西大学、堺第2地域包括支援センター、堺区障害者基幹相談支援センター、北区障害者基幹相談支援センター、生活リハビリテーションセンター、子ども家庭支援センター清心寮リーフ、堺市ユースサポートセンター、堺区生活援護第一課、堺区生活援護第二課、北区生活援護課、北区子育て支援課、堺市地域共生推進課、堺市社会福祉協議会

参加者所属機関

社会福祉法人、社会福祉関係事業所、認定こども園、放課後等デイサービス、地域包括支援センター、発達障害者支援センター、基幹型包括支援センター、堺市子ども相談所、区役所(企画総務課、生活援護課、保健センター)、堺市社会福祉協議会、坂井市社会福祉協議会

事後アンケート(抜粋)

- ・他の職種の方との交流ができた。
- ・研修を中で協働を意識できた。
- ・皆さん相談しやすい方で、また新たな視点を知ることができた。

実施日	実施経過
8月26日	企画会議①
9月30日	企画会議②
10月27日	企画会議③
11月24日	会場リハーサル
12月2日	研修1日目
12月16日	研修2日目

重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

取り組む方向性 3 地域福祉を創る

○地域福祉型研修センター事業 【取組2)①】 (拡充)

「協働をすすめるためのソーシャルワーク研修」の区域展開 (南区)

【大阪しあわせネットワーク「市区町村域しあわせネットワーク体制構築モデル事業」を活用して実施】

企画者 12名

参加者 1日目：34名 2日目：33名

企画者

三原台こども園、特別養護老人ホーム美樹の園、せんぼく障害者作業所、南第2地域包括支援センター、南第3地域包括支援センター、南区生活援護課、南区地域福祉課、南区子育て支援課、南保健センター、大阪府社会福祉協議会、堺市社会福祉協議会

事後アンケート (抜粋)

- ・様々な職種の方の視点が知れて勉強になった。
- ・知らなかった社会資源を知ることができた。
- ・福祉分野の顔見知りが増えて相談することへの抵抗が少なくなった。

令和3年度

実施日	実施経過
11月	企画会議①
12月	企画会議②
1月	企画会議③
2月	延期決定

令和4年度

※新型コロナウイルス感染拡大のため、令和4年度に延期

4月21日	企画会議④
5月31日	企画会議⑤
6月23日	研修1日目
6月29日	研修2日目



重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

取り組む方向性 3 地域福祉を創る

- 地域福祉型研修センター事業 【取組2)①】(拡充)
「協働をすすめるためのソーシャルワーク研修」の区域展開 (西区)
【休眠預金活用事業を活用して実施】

企画者 14名

参加者 1日目：28名 2日目：26名

企画者

堺あすなろ園、朗友サロン、鳳西子ども園、哲人社、
ひまわり保育園、西第2地域包括支援センター、
西区障害者基幹相談支援センター、
西区生活援護課、西区子育て支援課、
西保健センター、西基幹型包括支援センター、
堺市社会福祉協議会

事後アンケート (抜粋)

- ・参加型で色々な人の意見が聞けた。
- ・他分野の視点や意見を知ることができた。
- ・相談出来る人達ができよかった。
- ・他職種の方と思いを共有できた。

実施日	実施経過
6月20日	企画会議①
7月27日	企画会議②
9月6日	企画会議③
10月6日	研修1日目
10月19日	研修2日目



重点施策 [1] 包括的な相談支援体制の構築

取り組む方向性 3 地域福祉を創る

○今後の課題・取組

◎連携の中核を担う「多機関協働事業」において、当該事業を担う人材の育成【取組1)①】

⇒多機関が協働するための要となる人材には、様々な制度に加えて各機関に関する役割についての幅広い知識とファシリテーター、コーディネーターとしての役割が求められる。

多機関協働事業を効果的に実施していくためには特定の人材だけでなくチームとして運営していく必要があるため、当該項目について引き続き検討は行う。

◎本市における包括的な相談支援体制の整備に向けた継続的な検討【取組2)①】

⇒本市の状況に合わせた支援体制の整備のため、多機関協働事業実施及び支援会議の設置を南区、堺区と実践しており、未整備区において引き続き整備を進めていく必要がある。

重点施策〔1〕 包括的な相談支援体制の構築

取り組む方向性 3 地域福祉を創る

◎ 令和4年度堺市地域福祉計画推進懇話会での主な意見

○ 包括的な相談支援体制の構築に向けて、マニュアルや仕組みも大切だが、職員の人材育成、意識改革もあわせて取り組んでもらいたい。

○ 取組における評価方法について、数字などによるアウトプットではなく、市民相談の内容や職員の対応についての変化といったアウトカムによる評価方法を検討してもらいたい。

○ 重層的支援体制整備事業の取組自体は良いものだと思うが、令和6年度から本格実施に間に合うように引き続き取り組んでもらいたい。

○ 会議が仰々しくなると機能しなくなるため、そうならない仕組みは必要。

○ 関係機関同士ある程度守備範囲を超えての対応が必要であり、その実績の積み上げが必要。押しつけ合いになると多機関協働事業の意味がない。